

- 令和2年のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）改正により、面的・一体的なバリアフリー化を図るために市町村が作成する計画（バリアフリー基本構想）に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業である**教育啓発特定事業**が創設。
- 本ガイドラインは、市町村等の教育啓発特定事業の継続的・計画的かつ円滑な実施を促進するため、**具体的な進め方についての標準的な手法や望ましい実施方法等をマニュアル**として示すもの。
- 今後、本ガイドラインも参考としつつ、様々な取組が実施されることが期待される。

ガイドラインの構成

＜ガイドライン＞本編へ

教育啓発特定事業を実施する意義、計画的かつ継続的な実施の必要性、「心のバリアフリー」や「障害の社会モデル」について理解を得ることの重要性、障害当事者の参画の意義、学校と連携して実施する場合のポイント等を掲載。

＜教育啓発特定事業＞

① 学校連携教育事業

児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
(例) 学校の場を活用した市町村等によるバーチャル教室等

②理解協力啓発事業

◎ 住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

(例) 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催等

<実施マニユアル>

教育啓発特定事業としての実施が想定される4つの取組について、進め方、企画におけるポイントと留意事項、具体的な実施方法、フィードバックのやり方等について、実施事例等を紹介しつつ、標準的な手法や望ましい実施方法を提示。

(バリアフリー教室編)



(一) 鐵道部



(シンポジウム・セミナー・編)



(適正利用等の広報啓発編)



○教育啓発特定事業の**法令上の位置付け**を説明するとともに、心のバリアフリーに関する取組を教育啓発特定事業として実施する**意義、計画的かつ継続的**に行う必要性、障害当事者を含む**多様な関係者と連携**しながら実施する必要性等について記載。

○「心のバリアフリー」や「**障害の社会モデル**」など事業実施に際し、事業主体のみならず各連携主体が理解すべき事項や、**当事者参画のあり方、学校と連携する際の留意点**等について記載。

○事業を円滑に進めるため、**関係者との十分な協議、他の計画や事業との連携**など教育啓発特定事業をバリアフリー基本構想に位置付ける際の**留意点**等について記載。

<1> 法的位置づけや意義等

○教育啓発特定事業は、市町村が作成するバリアフリー**基本構想に位置付け、市町村又は施設設置管理者等が行う**もの。

○教育啓発特定事業計画に基づく事業の実施が義務づけられるため、**計画的かつ継続的**な取組が必要。

○市町村・施設設置管理者（事業主体）以外にも、障害当事者のほか、**学校連携教育事業の場合には学校等、理解協力啓発事業の場合は関係事業者や施設利用者（地域住民を含む）等の多様な関係者と連携**し事業を進めることが重要。

<2> 進め方・ポイント等

○心のバリアフリーと障害の社会モデルについて

教育啓発特定事業を実施に際し理解することが望ましい事項として記載。

<ユニバーサルデザイン2020 行動計画（平成29 年2 月ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）>
 ・「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。
 ・障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

○学校との連携

生徒の理解度や各教科等の学習内容の関連等について十分考慮することが必要。
 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り学ぶ機会をつくることなどが重要。

○教育啓発特定事業を位置付ける際の留意点

基本構想への位置づけに必要な関係者との事前協議、教育啓発特定事業計画作成の際に必要な他の各種計画・事業との連携等、各段階での留意点を記載。

○心のバリアフリーの実施に関する支援制度

国土交通省のバリアフリープロモーター制度等の支援制度を紹介。



みんな色々な「ちがひ」があることを考えよう

児童生徒にも分かりやすい障害の社会モデルの説明

((公財)日本ケアフィット共育機構)



障害当事者向けの養成研修
 (DP1日本会議)

- バリアフリー教室について、その意義や目的、企画・実施・フィードバックの各段階における進め方・留意点等を整理し、標準的な実施手法等を示す。
- 学校と連携する際の留意事項について示すとともに、多様な体験学習の実施事例等について幅広く紹介。

<1>意義・目的

- 子どもから大人まで、また行政や公共交通事業者の職員なども含め、多様な参加者が高齢者や多様な障害者等の日常生活や社会活動における社会的障壁（バリア）に関わる体験を通じて社会的障壁について気づくことができる。
- 体験型のイベントを通じ、社会的障壁により生じている困りごと等に気づき、障害はどこにあるのか（障害の社会モデル）や共生社会において必要な配慮等についての理解を深める。

<2>具体的な進め方等

○実施手順の全体像

- 企画、事業実施、フィードバックの各行程において考慮すべき事項を記載。
- ・企画（実施日2～3ヶ月前）：実施メニュー、対象者等
- ・実施：バリアフリー教室開催
- ・フィードバック：当日の振り返り、次回への反映

○企画におけるポイントと留意事項

- ・実施内容に応じた参加者の決定
高齢者、障害者、妊産婦、子育て世帯、大学生等
- ・実施内容の設定
座学、体験、フィードバックの3構成
- ・障害当事者のほか多様な関係者との連携等の標準的な対応を記載

○具体的な実施方法

座学の内容（障害の社会モデルに関する講話等）、疑似体験等の内容（車椅子使用者体験、介助体験、手話講座等）、フィードバック等の標準的な実施方法を記載

○フィードバック

アンケート調査票の例を示すことのほか、各参加者に均等に意見を求めること等、留意点について記載

<3>取組事例紹介

○コロナ禍におけるオンライン形式によるバリアフリー教室

- ・概要：日本財団パラリンピックサポートセンターによる、パラアスリートを中心とした講師によるワークショップ型の講義。オンラインでリアルタイムに障害当事者講師とのコミュニケーションが可能。
- ・対象者：学生
- ・テーマ：心のバリアフリー
- ・工夫：障害の社会モデルの分かりやすい説明や、講義に必要な機材の無料貸し出し、45分のプログラム等学校教育へも取り入れやすくしている。



教室でのオンライン講義の様子



パラアスリート講師の講義

- まち歩き点検等について、その意義、企画・実施・企画・実施・フィードバックの各段階における進め方や留意点を整理し、標準的な実施手法等を示す。
- 多様な主体と連携したまち歩き点検等の実施事例やアウトプットの活用事例等について幅広く紹介。

<1> 意義・目的

- 障害当事者と同じ目線で、現地において実際に社会の側にあるバリアを体験し、障害当事者が日常生活を営む上での具体の問題等を点検・共有できる。
- 障害当事者とともに課題解決のための実践方法を考える「心のバリアフリー」の推進に繋がる。

<2> 具体的な進め方等

○実施手順の全体像

- 企画から事業実施、フィードバック、アウトプットまでの各行程において考慮すべき事項を記載。
- ・企画（実施日 2～3ヶ月前）：対象区域、点検箇所の確認等
- ・実施・フィードバック（当日）：事前学習、まち歩き、フィードバック
- ・アウトプット（後日）：得られたバリアフリー情報の提供

○企画におけるポイントと留意事項

対象区域・経路や点検項目と具体的な点検項目の設定、障害当事者を含む参加者の決定、事前学習やフィードバックを支援する専門家の関与等について、標準的な対応を記載

○具体的な実施方法

障害当事者の体験の紹介等による事前学習、安全対策も含めたまち歩き実施の実務的なポイント、ワークシヨップ等による実施結果のフィードバック等、標準的な実施方法を記載

○フィードバック

気付きを深めるためにワークシヨップを複数回開催すること、市町村の政策基礎情報とするための事後アンケートの実施、結果共有のための地域住民を交えた報告会の開催、バリアフリーマップ作成等のアウトプットにつなげるための工夫等について記載

<3> 取組事例紹介

多様な主体（学校教育、地域団体等）と連携したまち歩き点検等の実施やアウトプットの有効活用（バリアフリーマップの作成、基本構想のスパイラルアップ）についての取組事例を紹介。

○学校教育と連携したまち歩き点検等の実施事例

障害当事者と共に行うまち歩きを通じたデジタルバリアフリーマップの作成(神戸市)



障害当事者の同行によるまち歩き点検

完成したデジタル地図上のバリアフリーマップ



デジタル地図上へバリアフリー情報の入力



○ バリアフリーに関する理解促進や接遇方法の習得など様々なコンテンツの提供が可能な事業形式であるシンポジウムやセミナーについて、企画立案・運営の参考となるよう、検討事項等を取組事例と併せて幅広く掲載。

<1>実施に当たっての検討事項

○検討が必要な事項

対象者、実施目的、テーマ、実施形式、費用負担、広報、運営体制等

○対象者

地域住民、職員、限定なし

○実施目的

- ・高齢者や障害者との適切なコミュニケーション方法の習得
- ・ユニバーサルデザインの普及啓発に向けた人材の育成

○テーマ

- ・心のバリアフリー
- ・障害特性（肢体不自由、視覚障害、知的・発達障害等）
- ・バリアの体験
- ・ユニバーサルツーリズム
- ・障害当事者との交流

○実施形式

- ・講演、講義、グループワーク、疑似体験等

○費用負担

講師への謝金・交通費、冊子・テキスト作成費、会場費、通信費、手話通訳料等

○広報の仕方

HPへの掲載、社内掲示板、新聞等へのプレスリリース、関係当事者団体や近隣の学校へのお知らせ等

○運営体制

障害当事者団体や社会福祉協議会から協力、企業全体として継続実施するため人事部門や福祉部門との調整等

<2>取組事例紹介

○ユニバーサルマナーセミナー＆障害者スポーツアスリート講演会 (あいおいニッセイ同和損害保険（株）、弘前市)

- ・概要：専門家や元パラアスリートによる講演に加え、障害当事者への接し方や手話に関するグループワークを実施。
- ・対象者：限定なし
- ・テーマ：心のバリアフリー
- ・実施形式：講演、グループワーク
- ・費用：講演料、手話通訳料 等
- ・広報：市の広報誌への掲載、学校へのお知らせ 等



○ユニバーサル実技研修や高齢者・障がい者交流体験セミナー (全日本空輸（株）)

- ・概要：車椅子や白杖等を使つての疑似体験、サポート方法の習得、社会福祉の基礎的な座学、障害当事者・高齢者と職員との交流。
- ・対象者：職員（新入社員から役員まで）
- ・テーマ：心のバリアフリー、障害特性、疑似体験、障害当事者との交流 等
- ・費用：講師派遣費用等



○バリアフリー法において、国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務として高齢者障害者等用施設等（バリアフリートイレや車椅子使用者用駐車施設等）の円滑な利用のための適正な配慮が求められている。
○様々なメディアを活用した継続的なバリアフリーの広報啓発に関し、情報発信に関する工夫や留意点等について、訴求効果を高めるための取組事例とともに紹介。

<1> 意義・目的

○様々なメディアを活用した継続的なバリアフリーの広報啓発は、心のバリアフリーの考え方や実践方法等に関する気づきやきっかけを与え、多様な方の理解を促す。
○広報啓発の取組は、バリアフリー教室やシンポジウム・セミナーと比較し、多くの方に働きかけが可能。
○高齢者障害者等用施設等については、施設設置管理者や国民の理解が不十分な場合や異なった理解をしている場合等から不適正な利用に繋がるケースもあり、周知啓発により正しい理解を促進し、高齢者障害者等用施設等の適正な利用環境の整備に資する。

<2> 実施にあたっての工夫や留意事項等

○発信する情報

- ・高齢者障害者等用施設等の適正利用
- ・障害特性、各種シンボルマーク
- ・地方公共団体において導入される制度
- ・施設のバリアフリー整備
住民等への周知が望まれる事項を記載

○情報発信に関する工夫や留意事項

- ・分かりやすい表現や啓発対象の選定等、啓発資料を作成する際のポイント
- ・多様な当事者や学識経験者、住民等の参画のポイント
- ・情報発信する場、多様なツール活用
- ・情報アクセスシビリティ
効果的な広報啓発に取り組むための留意事項等を記載

<3> 取組事例紹介

○協議会を活用した継続的な取組（茅ヶ崎市）

バリアフリー基本構想推進協議会に市民部会を設置し、障害者や高齢者、公募市民等の参画による継続的な心のバリアフリーの啓発活動を実施している。

ここにある、このころ。
やさしいの国を、茅ヶ崎。



市民部会作成の啓発ポスター

○ハード整備連携した広報啓発（札幌市）

バリアフリー基本構想に基づくハード整備（道路特定事業による歩道整備）と合わせ、町内会や沿線の方々に、工事への理解・協力、視覚障害者誘導用ブロックや障害等をお持ちの方への配慮等と呼び掛けている。



歩道整備に関するパンフレット

○車椅子使用者用駐車施設等の適正利用（川口市）

基本構想に、地方公共団体において導入されている、パーキング・パーミット制度等の照会や車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の呼びかけを位置付け。



基本構想において高齢者障害者等用施設等の適正利用を位置付け